

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
令和元年6月21日
(令和元年5月受付分)



令和元年5月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、1件でした。今回は、独立行政法人国民生活センターの報道発表資料から、注意喚起情報をお知らせします。

◆液体の入ったスマートフォンケースからの液漏れに注意！

☹️ーキラキラかわいいケースに潜む危険ー☹️

(事例1)液体の入ったスマートフォンケースの内封液体が漏れて肩や腕にかかり火傷。
(女性・30歳代、傷病の程度：1カ月以上)



(事例2)太ももが痛かったので見ると、スマートフォンケースの形に赤くなっていた。ズボンの前ポケットに入れておいたスマートフォンはぶつけていない。ケースは割れていないが、中の液体が染み出たようである。受診した皮膚科医より、やけどは軽傷と診断されたが、1カ月以上経っても痕がくっきり残っている。(女性・20歳代)



※消費者庁イラスト集より

📌 アドバイス

●ケースに封入された液体に接触すると、化学やけどを起こす可能性があります。危険性を認識し、取り扱いには十分に注意しましょう。

●何らかの原因で液体が漏れた場合は、重篤な皮膚障害が生じる可能性があるため、衣服のポケットに入れたままにするなど、皮膚の近くに長時間保管することは避けましょう。

●もし封入された液体が皮膚に触れてしまった場合は、放置すると皮膚障害がより進行するため、多量の水と石鹸ですぐに洗い流し、液体が皮膚に接触した状態で長時間放置しないようにしましょう。必要に応じて医療機関を受診してください。

●液体は灯油様の強いにおいを有しているため、衣服に付着するとにおいが取れにくく、においによって体調を崩すおそれがあるので気をつけましょう。

※(独)国民生活センターHPより抜粋

「液体の入ったスマートフォンケースからの液漏れに注意ーキラキラかわいいケースに潜む危険ー」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190530_3.html

年齢	相談内容
19	Q：賃貸アパートに訪問して来た男性から「電気代が安くなる。供給会社が変わるわけではない。」と言われ契約を結んだが、解約したい。 A：訪問販売や電話勧誘で契約した場合、法定の契約書面を受け取った日から8日間以内であれば無条件解約できるクーリング・オフの適用があります。また、電力会社等から勧誘を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なればきっぱり断りましょう。

LINEで情報発信！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)